

議案第 4 4 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成26年亀山市条例第24号）の一部を次のように改
正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定
する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、
市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。